

報第6号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和2年第1回岐阜県議会定例会に提出された下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和2年2月4日に別紙の通り専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和2年2月19日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

法第141号

令和2年2月4日

岐阜県教育委員会教育長様

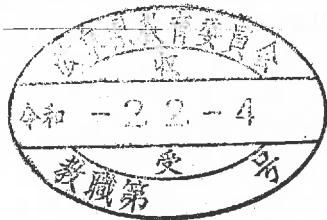
岐阜県知事 古田肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の
照会について

令和2年第1回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

・ 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例に
について



教職第764号
令和2年2月4日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿



地方行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の照会について（回答）

令和2年2月4日付け法第141号で照会のありました下記議案については、異議ありません。

記

- ・岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議第五十一号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年一月二十日提出

岐阜県知事 古田肇

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和四十六年法律第七十七号」の下に「。以下「給特法」という。」を加え、「より、」を「基づき」に改め、「定める」の下に「ほか、給特法第七条第一項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に關し必要な事項を定める」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第七条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）新旧対照表

(新)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定に基づき教育職員（市町村又は市町村の組合が設置する学校の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるほか、給特法第七条第一項に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に必要な事項を定めるものとする。

第二条から第六条まで 略

(教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)

第七条 教育職員の服務を監督する教育委員会は、当該教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第七条第一項に規定する指針に基づき、当該教育委員会が定めるところにより、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第八条 略

附 則
略

(旧)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。）第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項の規定により、教育職員（市町村又は市町村の組合が設置する学校の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定める

ものとする。

第二条から第六条まで 略

第七条 略

附 則
略

「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）の一部改正に鑑み、規定の整備を行う。

2 改正の背景・内容

○令和元年12月に給特法が改正され、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が講すべき措置に関する指針を定めることとされた。（令和2年4月1日施行）

○国の指針に基づき、時間外の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会ごとに規則等で定めることの実効性を高めるため、その根拠となる条例を整備するもの。

3 施行日

令和2年4月1日

【参考】法律、指針、条例等の位置づけ

給特法：文部科学大臣が指針を定める旨を規定

指針（文部科学省告示）：教育職員の時間外在校等時間の上限、服務監督権を行う教育委員会が上限時間等に関する方針を定める旨などを規定

県条例：県・市町村教育委員会が、上限時間等に関する方針を規則等において定め、教育職員の業務量の適切な管理等を行うことなどを規定

教育委員会規則：時間外在校等時間の上限（45h/月、360h/年。国と同水準。）等を規定

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会、及び同条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員全て

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6ヶ月まで)

○教育職員の服務を監督する教育委員会が講すべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - ー 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - ー 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではならない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあることはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講すべき措置について

都道府県及び指定都市においては、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。